

1. 特例事業承継税制 ～徹底活用術～

講師：井銅 伸野

東京税理士協同組合京橋支所
東京税理士会京橋支部
東京税理士協同組合日本橋支所
東京税理士会日本橋支部

講師紹介

井銅 伸野 (いどう しんや)

税理士法人レガシィ
事業承継コンサルティング部 マネージャー
税理士



実績紹介

- 事業承継（法人活用・組織再編・承継税制）を得意とする
金融機関への出向経験（2年半）あり

生前対策業務

- ・ 運送会社の社長より事業継続のため会長と弟が保有している株式を集約してほしいと相談を受ける。会長分については贈与の納税猶予を適用し、弟分は買取る。その結果、株式が集約され事業が安心して継続できた。

相続税申告業務

- ・ 事業会社2社があり、ともに株価評価3億円。生前に一方を親会社、他方を子会社にする株式交換による組織再編を行う。その後相続が発生し、株式評価5000万円まで評価減することができ、その結果納税猶予を受けることなく納税することができた。

法人活用対策業務

- ・ 都内一等地に商業ビル2棟を所有し所得税の負担が多額となる。資産管理会社を新設し、2物件を移動することにより税効果が年間3,000万円。物件移動に当たり金融機関に資金収支シミュレーション及び税効果シミュレーションを提出し、8億の融資実行につなげる。

1. 特例事業承継税制

■ 目次

(1) 制度の概要とポイント	4
(2) 株式承継の考え方	8
(3) 遺言+aが必要	9
(4) 特例事業承継税制のメリット	12
(5) 特例打切り対策	13
(6) 仮に打ち切られてしまった場合の計算の特例	15
(7) 他手法との併用・比較	17

1. 特例事業承継税制

(1) 制度の概要とポイント

- イ) 事業承継税制（特例措置）を利用する場合、2026年3月31日までに「特例承継計画」を作成し、会社の主たる事務所が所在する都道府県に提出する必要がある。
 - ロ) 贈与実行後、都道府県知事の認定を受け、贈与税の期限内申告・株式の担保提供を経て、**贈与税が猶予**される（5年間の事業継続等、一定の要件が必要）。
 - ハ) 先代経営者に相続が発生した場合、猶予されていた**贈与税が免除**され、都道府県知事の確認を受け、相続税の期限内申告・株式の担保提供を経て、**相続税の納税猶予に切り替わる**（5年間の事業継続等、一定の要件が必要）。
- 二) 後継者から次の後継者へ贈与または相続により株式が移動することで、猶予されていた**相続税が免除**となる。免除前に要件を満たさなくなった場合、納税猶予額および利子税の納付が必要となる。

 **“特例”だけの措置あり、ここだけのメリットが多い**

1. 特例事業承継税制

■ 特例措置と一般措置

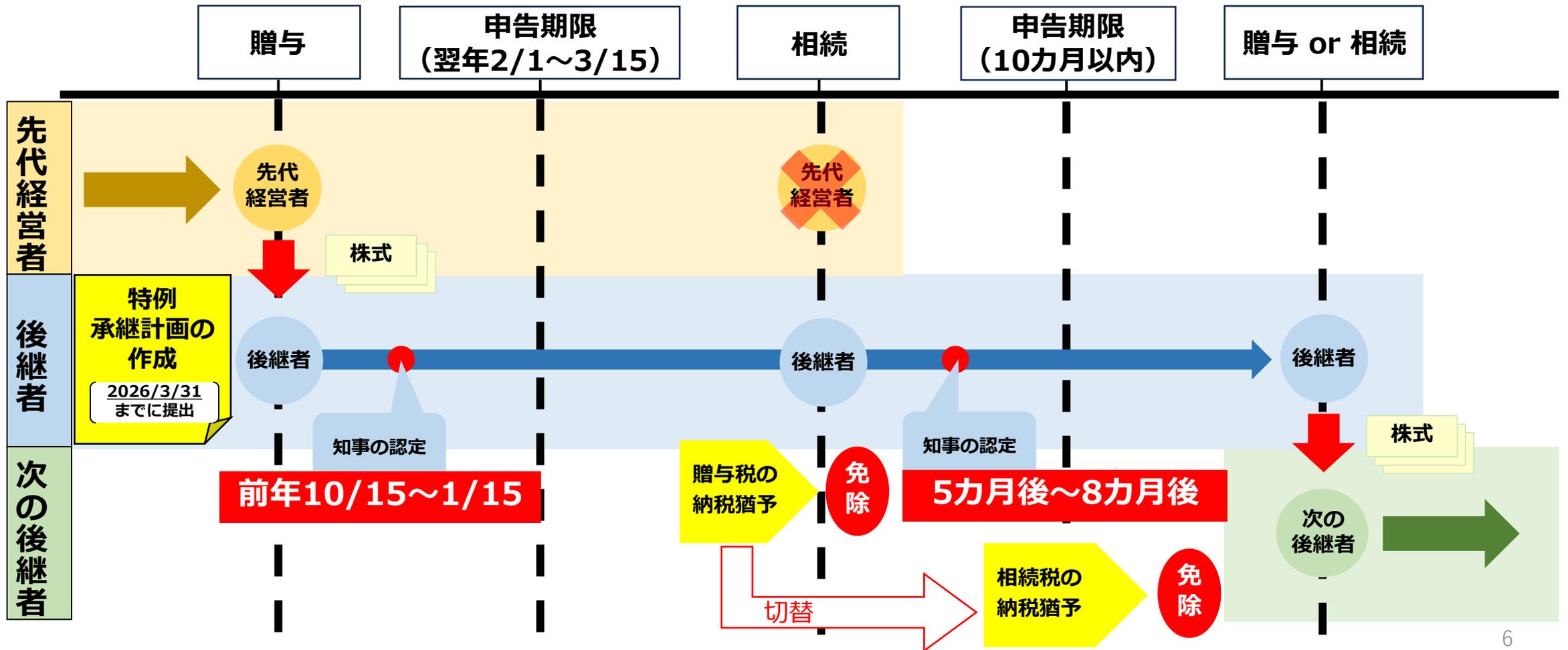
- この法人版事業承継税制には、「**一般措置**」と「**特例措置**」の2つの制度があり、特例措置については、事前の計画策定等や適用期限が設けられていますが、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の最大3分の2まで）の撤廃や納税猶予割合の引上げ（80%から100%）がされているなどの違いがあります。

（参考）特例措置と一般措置の比較

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 〔平成30年4月1日から 令和6年3月31日まで 令和8年3月31日(延長)〕	不要
適用期限	次の期間の贈与・相続等 〔平成30年1月1日から 令和9年12月31日まで〕	なし
対象株数	全株式 (延長せず)	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化（4ページ、8ページ）	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	あり（9ページ）	なし
相続時精算課税の適用	60歳以上の者から18歳以上の者への贈与	60歳以上の者から18歳以上の推定相続人（直系卑属）・孫への贈与

1. 特例事業承継税制

■ 基本的なスケジュール 都道府県と税務署



1. 特例事業承継税制

■ 打ち切り事由 再度要確認

(1) 先代経営者の要件 (贈与税の納税猶予のみ)

事由	5年内	5年経過後
① 再び認定承継会社の代表者になった場合	全部	—

執行役員≠役員

(2) 後継者の要件

事由	5年内	5年経過後
① 認定承継会社の代表者を退任した場合	全部	—
② 議決権同族過半数要件を満たさなくなった場合	全部	—
③ 同族内筆頭要件を満たさなくなった場合	全部	—
④ 納税猶予対象株式を譲渡した場合	全部	一部
⑤ 自発的な猶予の取消申請をした場合	全部	全部

※ 後継者に「やむを得ない理由」が生じた場合を除く。

「やむを得ない理由」

- ・ 精神障害者保健福祉手帳（1級）の交付を受けたこと
- ・ 身体障害者手帳（1級または2級）の交付を受けたこと
- ・ 要介護認定（要介護5）を受けたこと
- ・ 上記に類すると認められること

(3) 会社の要件

事由	5年内	5年経過後
① 雇用の平均8割維持要件を満たせなかった場合に、実績報告を行わなかったとき	全部	—
② 会社分割(吸収分割承継会社等の株式等を配当財産とする剰余金の配当があった場合に限る。)	全部	一部
③ 組織変更(認定承継会社の株式等以外の財産の交付があった場合に限る。)	全部	一部
④ 解散した場合	全部	全部
⑤ 資産保有型会社・資産運用型会社に該当した場合	全部	全部
⑥ 総収入金額ゼロに該当した場合	全部	全部
⑦ 資本金・準備金を減少した場合(欠損填補目的等を除く)	全部	全部
⑧ 合併により消滅した場合(特例経営承継相続人が吸収合併存続会社等の代表者であることなど一定の場合を除く)	全部	一部
⑨ 株式交換・株式移転により完全子会社となった場合(特例経営承継相続人が完全親会社等の代表者であることなど一定の場合を除く)	全部	一部
⑩ 上場会社・風俗営業会社に該当した場合	全部	—
⑪ 特定特別子会社が風俗営業会社に該当した場合	全部	—
⑫ 黄金株を特例措置の適用を受ける後継者以外の者が保有した場合	全部	—
⑬ 議決権を制限した場合	全部	—
⑭ 年次報告書や継続届出書を未提出または虚偽の報告等をしていた場合 等	全部	全部

分割型分割はNG

1. 特例事業承継税制

(2) 株式承継の考え方

株式は「財産」と「経営権」、2つの意味を持つ。

後継者には経営権を集中させる必要があるため、なるべく多くの（すべての）株式を持たせたい。

一方、経営権を集中させるため（結果として）、財産も集中させてしまうことになり、相続人間で不公平感が生じることとなる。

この部分についてどう解決するかが、株式承継の重要な考え方。税理士のウデ。

財産と経営権を分離させる手法として**種類株式**があるが、事業承継税制を検討する場合、種類株式（議決権無）には適用がないことに留意する。

※拒否権付き株式（黄金株式）についても同様に後継者以外が保有できない。

(3) 「遺言+a」が必要

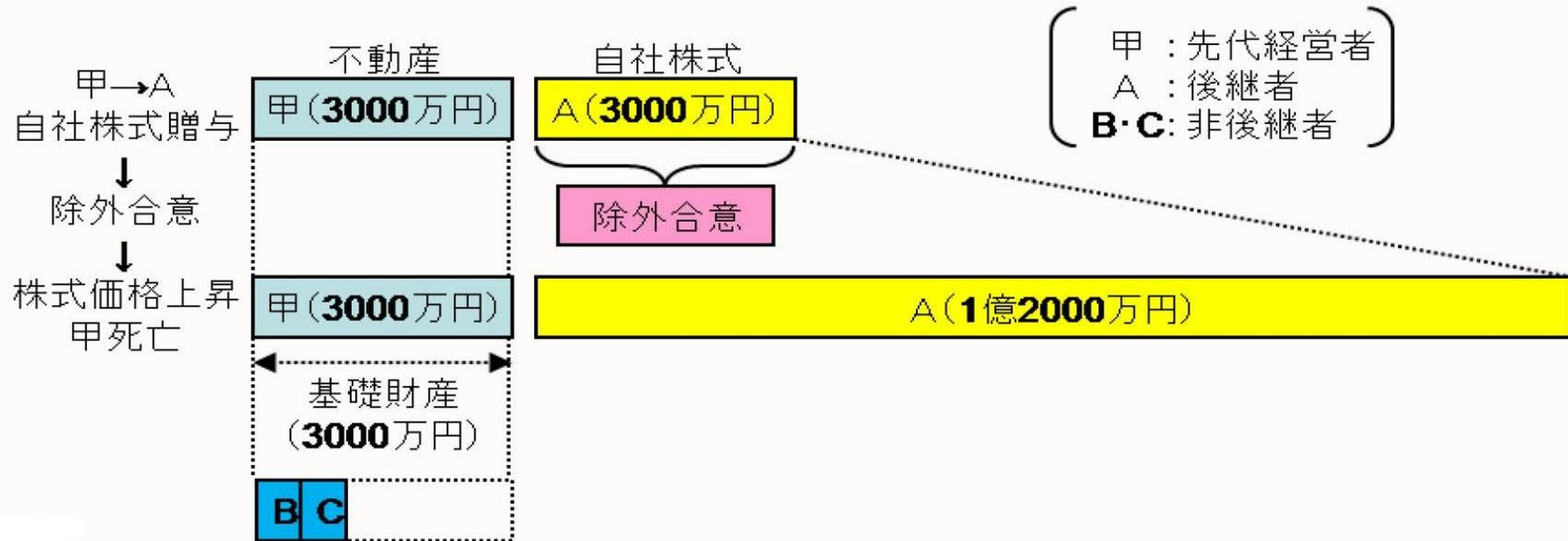
■なぜ「遺言+a」が必要なのか

- ①会社経営者の財産の多くが株式
- ②後継者に株式を集中させることにより財産の集中が起こり、遺言があったとしても遺留分が発生する可能性が大
- ③対応策は2つ
 - △遺留分の放棄……相続人自らが家庭裁判所に申し立てを行わなければならず、心理的にも手間的にもハードルが高い
 - 除外合意……後継者が現経営者から贈与等によって取得した自社株式について、他の相続人は遺留分の主張ができなくなるので、相続に伴って自社株式が分散するのを防止できる

1. 特例事業承継税制

■ 除外合意とは

後継者が現経営者から贈与等によって取得した自社株式について、他の相続人は遺留分の主張ができなくなるので、相続に伴って自社株式が分散するのを防止できます。

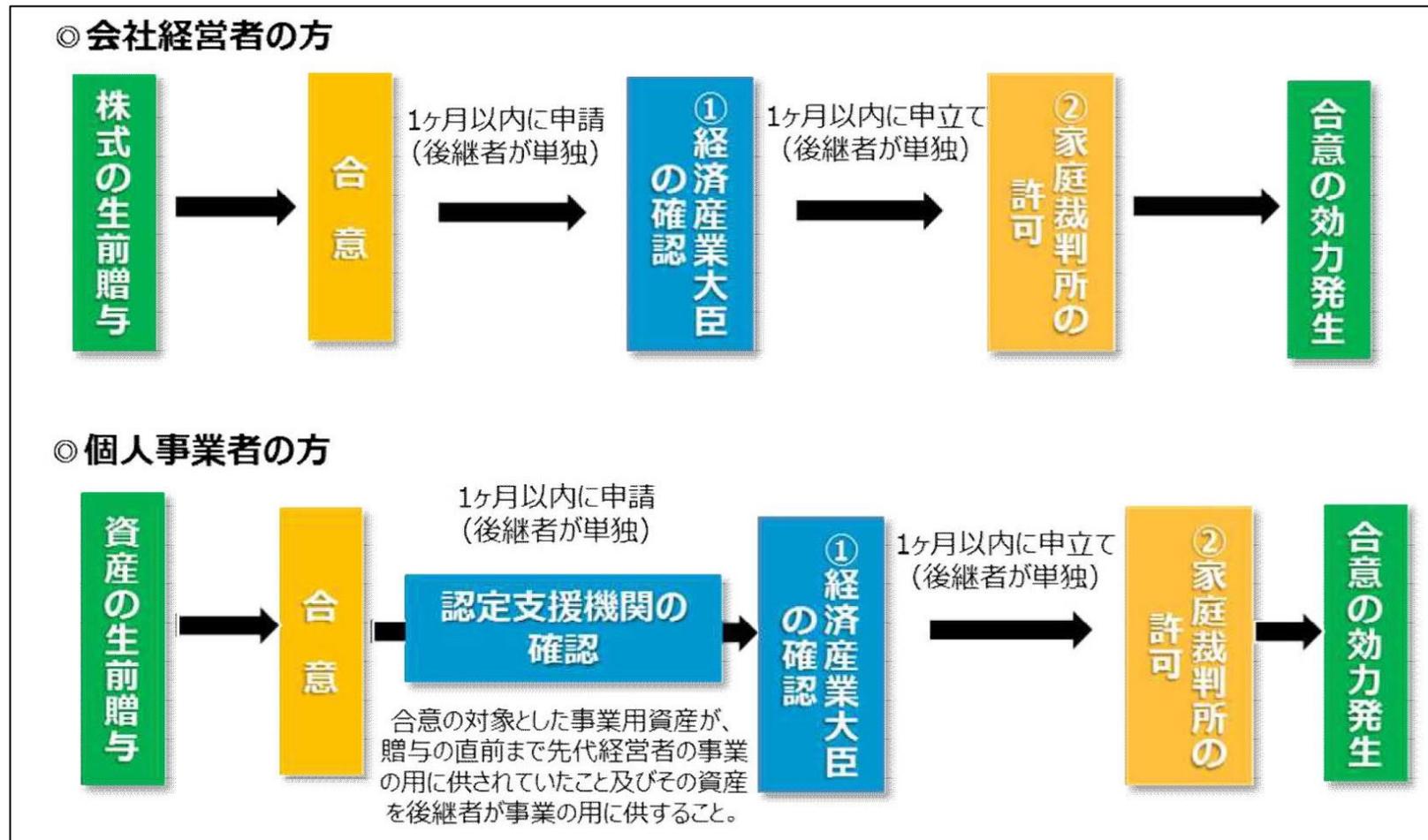


引用：中小企業庁『事業承継を円滑に行うための遺留分に関する民法の特例』より

■ 除外合意とは

引用：中小企業庁

『中小企業経営承継円滑化法申請マニュアル「民法特例」』より



1. 特例事業承継税制

(4) 特例事業承継税制のメリット

■ 少数株主から株式を集約することができる

第二種贈与（先代経営者以外からの贈与）を検討する

⇒ 第一種贈与（先代経営者からの贈与）を行ってから5年以内までに可能

納税猶予を検討する以前に、相続対策として親族間に株式を分散保有させている場合もある。

先代経営者が後継者に贈与すれば、それを機に第二種贈与も行うことにより、分散させた少数株主の株式を集約することができる。

※ 第二種贈与を実施した場合のデメリット

第二種贈与者の相続の際に財産取得者として申告に関与する

1. 特例事業承継税制

(5) 特例打ち切り対策

イ) 資産管理会社に該当した場合（5年を超えても関係する打ち切り事由）

- ・ 特定資産の割合で70%……資産保有型
- ・ 特定収入の割合で75%……資産運用型
- ・ 特定資産の範囲……現預金・役員貸付金・保険積立金など含む
- ・ 実態基準……特に生計一親族以外従業員5人基準

ロ) 組織再編を実施した場合（納税猶予実施後）

適格合併	○
適格株式交換・移転	○
分社型分割	○
分割型分割	×

(5) 特例打切り対策

八) 雇用の平均8割維持できなかった場合 (5年以内だけ関係する打切り措置)
要件を満たさない場合は確認書の提出が必要 (認定支援機関の助言・指導)

二) その他

- ・ モニタリング
⇒ 決算日で判定、期間で判定、チェックポイントはさまざま
- ・ 年次報告、継続届出書、スケジュール感
⇒ 都道府県知事に提出する 原則的に提出期限の案内は来ない

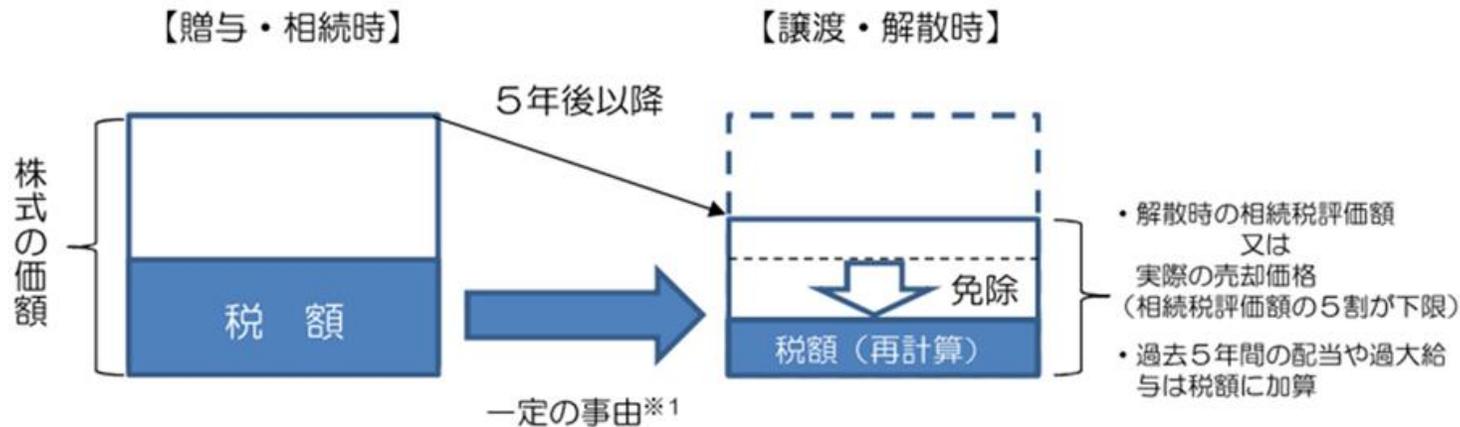
1. 特例事業承継税制

(6) 仮に打ち切られてしまった場合の計算の特例

猶予額再計算

(参考) 事業の継続が困難な事由が生じた場合の納税猶予税額の免除について (特例措置)

特例経営 (贈与) 承継期間の経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合^{※1} に特例措置の適用に係る非上場株式等の譲渡等をした場合は、その対価の額 (譲渡等の時の相続税評価額の50%に相当する金額が下限になります^{※2}。) を基に相続 (贈与) 税額等を再計算し、再計算した税額と直前配当等の金額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合には、その差額は免除されます (再計算した税額は納付)。



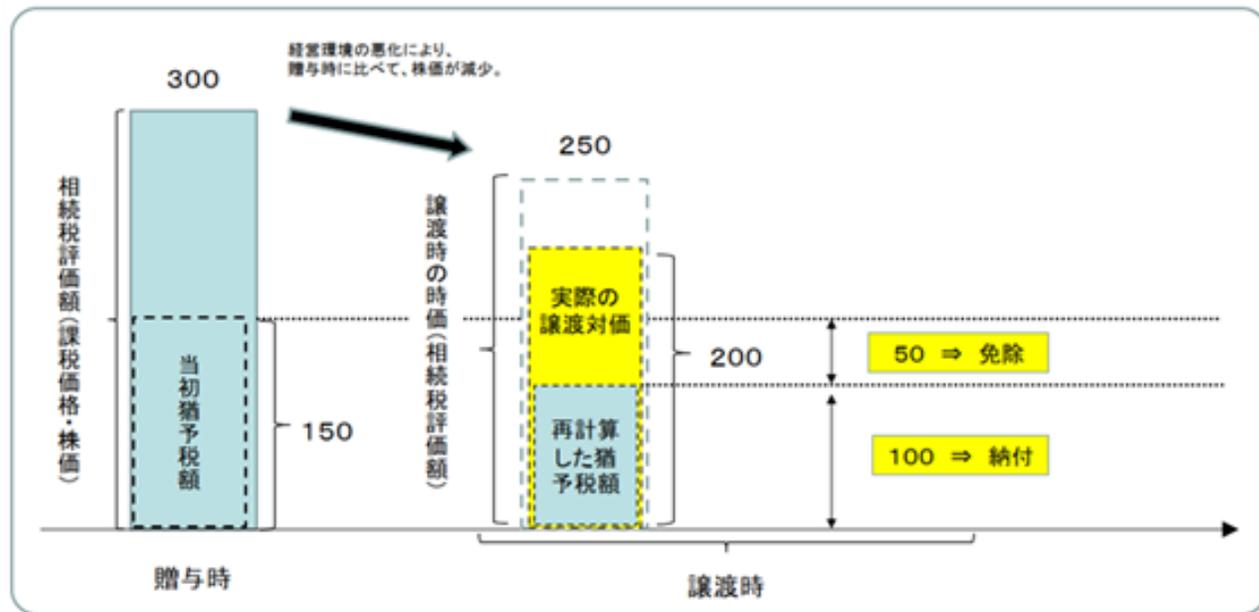
※1 ①過去3年間のうち2年以上赤字などの場合、②過去3年間のうち2年以上売上減などの場合、③有利子負債 \geq 売上の6か月分の場合、④類似業種の上場企業の株価が前年の株価を下回る場合、⑤心身の故障等により後継者による事業の継続が困難な場合 (譲渡・合併のみ)。

※2 譲渡等から2年後において、譲渡等の時の雇用の半数以上が維持されている場合には、実際の対価の額に基づく税額との差額は、その時点で免除されます。

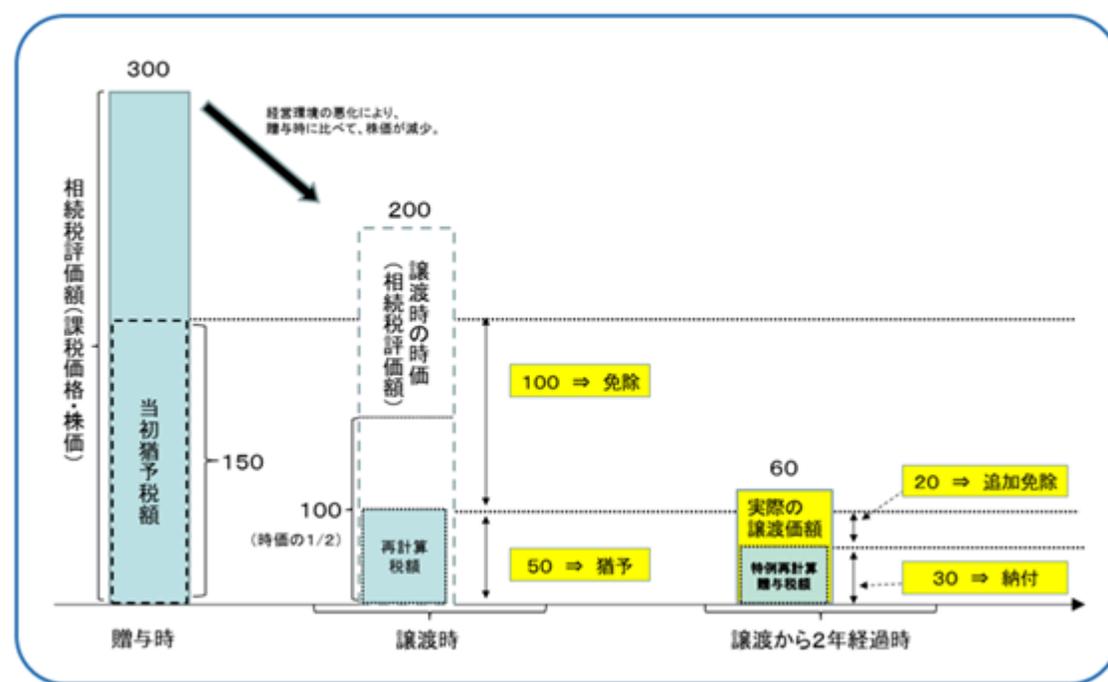
1. 特例事業承継税制

(6) 仮に打ち切られてしまった場合の計算の特例

2分の1超の対価で譲渡した場合



2分の1以下の対価で譲渡した場合



(7) 他手法との併用・比較

- ①組織再編後の特例の活用
- ②ホールディングス（持株会社）と比較（一般的な金融機関が採る手法）
⇒金融機関が提案する理由はどこにあるのか（メリットとデメリット）
- ③組織再編を絡めた場合はどうなるか
 - 資産管理会社外しとしての再編
 - 会社存続のための再編
 - 持株会社への移行

2. 事例詳細解説

講師：井銅 伸野

2. 事例詳細解説

(1) A社の事例

A社の概要 特例事業承継税制 + 組織再編

業種 : 娯楽業
資産規模 : 5億円 (簿価純資4.9億円)
年間売上 : 2.4億円
従業員数 : 10名
株主構成 : 父3,000株 (100.00%)

<概況>

- 創業68期で、もともとの創業は安政年間（江戸時代）
 - 直近（2021年4月）で父様から長男様への代表取締役の変更有り
 - コロナによる影響が多大であり（売り上げが半減以下）、一時存続の危機に瀕していた（従業員の全員解雇実施）
 - これまではきわめて順調な経営であり現預金を中心に内部留保は厚い
- ※コロナ禍が一段落して次世代が今後のことを考えるタイミングが来ていたのがポイント
《相続税法上の取り扱い》
会社区分>>娯楽業（卸・小売・サービス以外）>>中会社の小に該当見込み

2. 事例詳細解説

(1) A社の事例

関連会社B社の概要 特例事業承継税制 + 組織再編

業種 : 不動産業

資産規模 : 35.5億円 (簿価純資産15.2億円)

年間売上 : 2.2億円

従業員数 : 2名

株主構成 : 父8,732株 (87%)、母368株(3%)、長男450株 (4%)、長女450株 (4%)

<概況>

- A社の事業所を保有する法人 (興行主体で不動産を保有できなかった経緯有)
 - 今後の大規模修繕が予定されている、コロナにより一時家賃をカットしていた
 - 金融機関主導の提案で借入 (残高5億円) により不動産購入を実施していた
- ※路線価上昇により株価は高水準で推移するものと想定

《相続税法上の取り扱い》

会社区分>>不動産業 (卸・小売・サービス以外) >>中会社の中に該当見込み

2. 事例詳細解説

(1) A社の事例

関連会社C社の概要 特例事業承継税制 + 組織再編

業種 : 食品小売業

資産規模 : 1,500万円 (簿価純資産1,500万円)

年間売上 : 300万円

従業員数 : 2名

株主構成 : 父300株 (100.00%)

<概況>

○グループ会社に対する売り上げが大部分

2. 事例詳細解説

名前	続柄	年齢	法定割合	遺留分割合	備考
甲様	本人				
乙様	配偶者		1/2	1/4	
丙様	長男		1/4	1/8	
丁様	長女		1/4	1/8	

2. 事例詳細解説

現状の保有資産による相続税評価額、および課税対象額

2023年9月19日	甲様 所有財産・債務		(単位:千円)	
土地	562,938		会社借入金	100,000
<小規模減額>	<u>△ 271,966</u>	290,972	未払利息	77,528
家屋		18,003		
預貯金		198,503		
有価証券		66,075	差引課税対象額	1,372,651
ゴルフ会員権		263		
A社出資金		286,011		
B社出資金		690,351		
		<u>1,550,179</u>		<u>1,550,179</u>

2. 事例詳細解説

相続税の総額

537,691 千円

限界税率

52.50%

財産の増減があった場合には、限界税率相当分だけ総税額が増減

※配偶者の税額軽減を適用する場合には最大1/2となります

平均税率

39.30%

財産に占める税負担の割合

納税資金繰り

納税資金

不足

① 課税価格合計額	1,372,651 千円
② 基礎控除額 (30,000千円+6,000千円×相続人数)	48,000 千円
③ 課税遺産総額	1,324,651 千円
④ 相続税の総額	539,441 千円
⑤ 贈与税額控除	0 千円
⑥ 配偶者の税額軽減 (配偶者様が1/2を取得した場合)	269,721 千円
⑦ 差引(④-⑤-⑥)	269,721 千円

⑦ 納税可能原資 (預貯金・有価証券)	264,578 千円
⑧ 納税額	537,691 千円
⑨ 納税資金繰り(⑦-⑧)	-273,113 千円

2. 事例詳細解説

A社

現預金	412,119	未払金	5,225
売掛金等	5,839	その他負債	934
固定資産	19,857	未払税金	3,215
その他資産	312		
合計	438,127	… $412,119/438,127 = 94.06\%$	

興行収入
157,382
その他収入
9,667

資産保有型に該当

B社

現預金	482,539	未払金	2,189
売掛金等	2,246	銀行借入金	519,580
貸付金(利息含)	176,528	預り敷金	108,095
固定資産	2,982,866	その他負債	16,855
投資有価証券	20,000	未払税金	14,479
その他資産	63		
合計	3,664,242	… $3,661,933/3,664,242 = 99.93\%$	

不動産賃貸収入
203,050
その他収入
2,506

資産保有型に該当
資産運用型に該当

2. 事例詳細解説

【検討課題】

事業承継税制は事業会社が適用の対象。資産管理会社への適用は条件に大幅な制限がある。規制は不動産のみならず現預金・代表者への貸付金も対象(資産割合70%、収入割合75%)。

A社とB社ともに資産管理会社となる可能性が大きい。

⇒A社:現金保有

⇒B社:不動産保有(賃貸目的)、貸付金あり、収入割合

2. 事例詳細解説

1. 事業会社(A社)のみ単独適用

- ◆ 事業会社であるので実質基準(従業員5人確保)を満たせば適用有り
…前回ヒアリングで適用リスク有の認識(打ち切りの可能性)



2. 株式交換(兄弟会社を親子会社に変換する)

- ◆ A社を親会社・B社を子会社⇒A社に事業承継税制適用
…1の問題点は依然として残る。株価対策にもつながらない。
- ◆ B社を親会社・A社を子会社⇒B社に事業承継税制適用
…株価対策にはつながりそう。事業承継税制は適用不可。



3. 合併(適格合併)

- ◆ A社を存続法人、B社を消滅法人とする場合
…移転不動産について登録免許税(0.4%)課税
移転不動産の法人税相当額控除について疑義あり



2. 事例詳細解説

借入金返済による資産圧縮

内容 余剰資金を銀行借入金の返済に充てることで現預金を減らし、保有割合低下につなげる

問題点 余剰資金はA社が有しているが、銀行借入金はB社の負担である

解決策 A社からB社に返済資金を貸し付け(金利等計算)、これをB社にて銀行借入金の返済に充当する

2. 事例詳細解説

吸収合併

【内容】

B社を合併法人、A社を被合併法人とする吸収合併を実施する

- ☆当事者間で100%の親子会社関係にあることから **税制適格により簿価による資産負債の移転**が可能
⇒移転時の課税問題なし
- ☆存続するB社にて債権債務が相殺され結果として **グループ間の借入金と同貸付金と相殺**される
⇒グループ間貸借の精算
- ☆合併後、甲様の持株割合は増加するが、**事業承継税制により贈与税・相続税の負担は回避**できる見込み
⇒節税対策として有効
- ☆実施後も通常の会社に該当して **評価方法にも変更なし**
⇒類似業種価額75%・純資産価額25%の採用が継続される(類似業種価額<純資産価額)
R5.4.1からの事業年度で見ると合併によりより有利な評価方法の採用の可能性あり

実施可能性.....○

2. 事例詳細解説

C社(仮社名)

資産割合

現預金	375,078
売掛金等	8,085
貸付金	176,528
固定資産(自社)	1,592,088
固定資産(賃貸)	1,804,624
投資有価証券	20,000
その他資産	375

未払金	7,414
銀行借入金	0
預り敷金	108,095
その他負債	17,789
未払税金	17,694

合計 3,976,778 ... $2,376,230 / 3,976,778 = 59.75\%$

収入割合

興行収入	157,382
その他収入	9,667
賃貸収入	177,130
合計	344,179

$177,130 / 344,179 = 51.46\%$

資産保有会社に該当せず
資産運用会社に該当せず

2. 事例詳細解説

効果①

財産所有者名		甲 様							2024/1/14
○分割案									(単位：円)
財産・債務	内訳	合計	乙 様		丙 様		丁 様		
非上場株式（承継）	事業承継税制適用	976,362,000		0	1.000	976,362,000		0	
不動産	土地・家屋	580,941,000	0.200	116,188,200	0.400	232,376,400	0.400	232,376,400	
預貯金等	金融資産合計額	264,578,000	0.200	52,915,600	0.200	52,915,600	0.600	158,746,800	
その他財産	上記以外	263,000		0	1.000	263,000		0	
総資産合計		1,822,144,000		169,103,800		1,261,917,000		391,123,200	
債務等	債務	-177,528,000		0	1.000	-177,528,000		0	
債務等合計		-177,528,000		0		-177,528,000		0	
純資産価額		1,644,616,000		169,103,800		1,084,389,000		391,123,200	
取得割合		100.00%		10.28%		65.94%		23.78%	
○税額計算									
内容	内訳	合計	乙 様		丙 様		丁 様		
相続財産総額		1,644,616,000		169,103,800		1,084,389,000		391,123,200	
取得割合	みなし相続財産を含む財産取得割合	100.00%		10.28%		65.94%		23.78%	
小規模宅地の減額特例	居住用・事業用・貸付用	-271,966,000	0.470	-127,824,020	0.530	-144,141,980		0	
取得財産合計		1,372,650,000		41,279,780		940,247,020		391,123,200	
課税価格	千円未満切捨	1,372,649,000		41,279,000		940,247,000		391,123,000	
相続税の総額		539,440,200							
按分割合		100.00%		3.01%		68.50%		28.49%	
算出税額		539,440,199		16,222,320		369,509,634		153,708,245	
配偶者の税額軽減		-16,222,320		-16,222,320		0		0	
納税猶予額		-369,509,600		0		-369,509,600		0	
納付税額	百円未満切捨	153,708,200		0		0		153,708,200	

2. 事例詳細解説

効果②

《B社を存続法人、A社を消滅法人とする場合》

- 合併による不動産の移転がないため登録免許税(評価額×0.4%)のコスト削減につながる
- 事業主体がA社からB社に代わることから、各種届出・名称変更など対応策が必要

効果③

《D社の合併》

- 資産超過会社ではあるものの過年度の繰越欠損金があり、収益が見込めない場合切り捨てる可能性大
⇒3社合併することで、事業承継税制適用と、繰越欠損金の消化を実現見込み

2. 事例詳細解説

検討課題①

《合併の直後に課税時期がある場合の留意点》

☆合併によりB社は不動産賃貸業から不動産賃貸と実事業の複合会社へと大きく業務が展開することに

○類似業種比準価格方式は過去2年の配当・利益・内部留保を評価会社と同業他社とで比較する方式

○仮に異業種と合併した場合、合併の前後で会社の事業構成・財務内容が大きく変化する場合があります

○その場合は類似業種比準価格方式の適用の前提条件である各比準要素の適切な把握ができない

⇒ **合併以後3年間は純資産価額のみ適用のなるので、期間経過後の贈与が望ましい**
(万が一の打ち切りリスクに対する対応策)

検討課題②

《合併比率の算定》

☆合併により甲様には消滅するA社の株式の代わりにB社の株式を発行する必要あり

○A社の株式1株に対してB社の株式を何株交付するか(合併比率)の算定が重要

⇒比率によっては株主間でのみなし贈与のリスクあり、また株式保有割合は変化することになる(甲様持分増加)